

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
ナレッジスイート株式会社
代表取締役社長 稲 葉 雄 一

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により2022年12月20日（火曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月21日（水曜日）午前10時（開場 午前9時30分）
 2. 場 所 東京都港区西新橋一丁目6番15号
NS虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）
AP虎ノ門 11階 ルームB
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 株式移転計画承認の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主の皆様におかれましては、ご自身の健康にご配慮の上、来場のご判断をお願い申し上げます。

当日ご出席願えない株主様は、書面またはインターネットによって議決権を行使いただくことを推奨いたします。

当日ご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。会場内には消毒液を設置し、株主様の座席は間隔を空けてご用意いたします。当社スタッフは検温を含め体調を確認したうえ、マスクを着用いたしますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ksj.co.jp/>) に掲載させていただきます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「事業報告」の一部、「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第17条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ksj.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
なお、これらの事項は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ksj.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年12月20日（火曜日）午後6時まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年12月20日（火曜日）午後6時まで

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」
「仮パスワード」の入力が不要です。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 2022年12月21日（水曜日）午前10時
（開場 午前9時30分）

場所 東京都港区西新橋一丁目6番15号
NS虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）
AP虎ノ門11階ルームB

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使期限

2022年12月20日（火曜日）
午後6時まで

議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ②インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③インターネットによる議決権行使は、2022年12月20日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

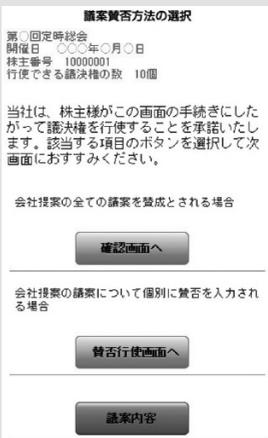
議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

2. 画面の案内に従って賛否をご入力する



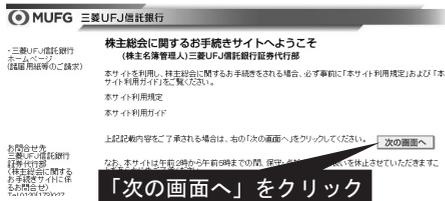
- セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合や2回目以降のログインの際は、次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする

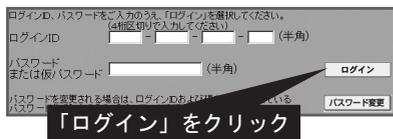


議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2. お手元の議決権行使書用紙の副票 (右側)に記載された「ログインID」 及び「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード (確認用)」 の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否
をご入力ください。

<ご注意事項>

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

【複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い】

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について】

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行による第7波の影響が徐々に落ち着き、各種行動制限の緩和により経済活動の正常化に向けて緩やかな持ち直しの動きがみられましたが、ウクライナ情勢や資源・エネルギー価格の高騰、急激な円安の進行等による物価の上昇等により、依然として経済活動の先行きは不透明な状況となっております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークが拡大し、デジタルトランスフォーメーション（DX）への機運の高まりによる営業DX化が中堅・中小企業においても浸透してきております。また、生産労働人口の減少に伴うIT人材の採用課題やIT人材不足への懸念が増している状況において、当社グループの提供サービスへの需要は、より一層高まっているものと認識しております。

このような状況下において、当社グループは、2022年9月期を初年度とする「中期経営計画2024」の達成に向けた成長戦略である「事業収益（シェア）拡大」及び「プロダクト・サービスの強化」を推進してまいりました。

具体的には、企業の売上・生産性向上への貢献を可能にする統合型SFA/CRMクラウドサービス「Knowledge Suite(ナレッジスイート)」を中心とした中堅・中小企業向けSaaSシェア拡大、サブスクリプションビジネス拡大のため、2024年9月期の営業100名体制へ向けた採用及び新人育成強化、サービス利用継続を促進するカスタマーサクセス体制強化を実施してまいりました。

また、RPAツールやAI OCRツールの取扱いを開始し、顧客企業が抱える課題へのソリューション製品をラインナップすることで、主力SaaS「Knowledge Suite(ナレッジスイート)」を中心としたクロスセルを推進してまいりました。

さらに、中長期的な収益の源泉となる先進技術を活用した「次世代Knowledge Suite（ナレッジスイート）」開発も引き続き推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上収益は3,234,795千円（前期比28.2%増）、営業利益は122,976千円（前連結会計年度は営業損失118,458千円）、税引前当期利益は108,503千円（前連結会計年度は税引前損失128,848千円）、親会社の所有者に帰属する当期利益は117,364千円（前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期損失118,187千円）となりました。なお、前第3四半期連結会計期間において実施した株式会社DXクラウドとの企業結合及び前第4四半期連結会計期間において実施したネットビジネスサポート株式会社との企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われたことに伴い、前連結会計年度の数値を遡及修正しております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（DX事業）

当事業においては、統合型営業・マーケティング支援SaaSビジネスアプリケーション（クラウドサービス）「Knowledge Suite」を中心とした自社開発SaaSプロダクトの提供及び顧客企業をカスタマーサクセスへ導く導入支援コンサルティングサービスを展開しております。

当連結会計年度においては、リード獲得チャネルの選択と集中により効率的なマーケティング・プロモーション活動を継続し、主に全国の展示会への積極的な出展がリード（見込み顧客）の獲得増加につながったことで、オンライン・オフライン問わず商談件数が増加し、契約件数（※1）は2,600件（前年同期比11.9%増）となりました。契約件数の増加にともないSaaS導入支援コンサルティング案件が増加し、受注額残高（※2）は5,427千円となりました。

また、「Knowledge Suite」と高い相乗効果を発揮するBtoB営業リスト作成サービス「Papattoクラウド」等、グループ会社が提供するサービスの同時提案やクロスセルといった取り組みを含め新人営業への教育・育成が進むにつれてARPA（※3）が増加基調で推移いたしました。

これらの結果、売上収益は1,461,466千円（前期比48.9%増）、セグメント利益は246,379千円（前期比383.6%増）となりました。

- ※1 四半期末時点のSaaS（OEM及び「InCircle」「B Suite」除く）契約件数
- ※2 受注額残高は過去の新規受注契約のうち翌月以降有料課金開始される契約のSaaS（OEM及び「InCircle」「B Suite」含む）利用額（月額換算）の9月末時点の残高
- ※3 ARPAはAverage Revenue Per Account。1契約企業あたりの平均年次經常収益

（BPO事業）

当事業は、主に顧客企業へのシステムエンジニアリング（IT人材リソース）サービスの提供、及びWEBマーケティング支援、システム開発・保守及びを提供するビジネスプロセスアウトソーシング事業を展開しております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって見送られていた派遣先プロジェクトが再開し、高いIT人材需要を背景に、積極的な営業活動を進めたことで、SES（システムエンジニアリングサービス）派遣先プロジェクトの増加及びエンジニア稼働率の増加等により、SES売上収益は前年同期比17.7%増となりました。

これらの結果、売上収益は1,773,329千円（前期比15.0%増）、セグメント利益は220,619千円（前期比2.9%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第15期 (2021年9月期) (前連結会計年度)		第16期 (2022年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
D X 事業	981,356千円	38.9%	1,461,466千円	45.2%	480,109千円	48.9%
B P O 事業	1,541,367	61.1	1,773,329	54.8	231,961	15.0
合計	2,522,724	100.0	3,234,795	100.0	712,071	28.2

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 資金調達の様況

当社は、金融機関と借入契約を行い450,000千円の調達を行いました。

③ 設備投資の様況

当連結会計年度の設備投資については、設備投資の総額は436,696千円であり、主なものは、クラウドサービスの新機能ソフトウェアの開発314,408千円、R&Dセンター開設15,311千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

日本基準

区 分	第 13 期 (2019年 9 月期)
売 上 高 (千円)	2,159,940
経 常 利 益 (千円)	61,167
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	18,534
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	3.72
総 資 産 (千円)	2,201,099
純 資 産 (千円)	1,039,620
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	206.44

IFRS

区 分	第 13 期 (2019年 9 月期)	第 14 期 (2020年 9 月期)	第 15 期 (2021年 9 月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2022年 9 月期)
売 上 収 益 (千円)	2,159,940	2,118,616	2,522,724	3,234,795
営 業 利 益 (千円)	120,361	△20,022	△118,458	122,976
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (千円)	77,330	△6,504	△118,187	117,364
基本的1株当たり当期利益 (円)	15.51	△1.28	△22.98	22.74
資 産 合 計 (千円)	2,338,764	2,515,511	3,290,050	3,431,196
資 本 合 計 (千円)	980,213	993,091	894,257	1,023,525
1 株 当 たり 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	196.62	194.53	173.27	198.27

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 第14期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第13期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アーキテクトコア	10,000千円	100.0%	システムエンジニアリング事業
株式会社DXクラウド	1,000	100.0	ビジネスSaaS事業
ネットビジネスサポート株式会社	3,000	100.0	ビジネスデータサービス事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社アーキテクトコア
特定完全子会社の住所	東京都港区虎ノ門三丁目18番19号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	919,912千円
当社の総資産額	3,519,727千円

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

① S a a Sのシェア・収益力の拡大

当社グループは、継続的かつ安定的に収益を確保できるサブスクリプションモデルのS a a Sを軸とした中堅・中小企業のDX支援を主力事業としております。そのため、当社グループが提供するS a a Sの顧客企業数を加速度的に増加させることが重要であると認識しております。「SDGs」等、社会的企業価値向上に向けた取り組みを啓蒙し、S a a S提供を通じて企業のDX化を加速し、顧客を成功へ導くカスタマーサクセスにより収益の安定と向上を図ってまいります。

また、持続的な事業成長の実現に向けて、既存S a a Sの成長に加えて、製品・サービスシナジーを発揮する新規事業等の展開も積極的に検討してまいります。

② I T人材の確保と育成

当社グループは、顧客企業のニーズをタイムリーに製品・サービスに反映させることで、他製品・サービスとの差別化を図ってまいりました。将来にわたり顧客企業から支持されるには、販売・サポート体制に加え、質の高い技術開発体制の構築が重要であると認識しております。このため、即戦力としての中途採用と中長期的な事業拡大に不可欠な新卒採用を、積極的に進めてまいります。

また、優秀な人材の確保及び維持のために、働きやすい環境整備や人事制度の構築、教育・研修などを積極的に進めてまいります。

③ サービス開発力の強化

顧客企業に当社グループのサービス・プロダクトを継続的にご利用いただくために、顧客のニーズや潜在的な要望を的確に捉え、機能優位性を維持する先端技術を積極的に取り入れた開発技術体制が求められております。このため、優秀なエンジニアの確保に加え、グループシナジーを通じたエンジニア交流等、開発リソースの確保に努めてまいります。

また、サービス・プロダクトを安心してご利用いただけるよう、データは日本国内の強固なデータセンターで管理し、顧客の増加に合わせたサーバー増強等を継続的に行い、より一層の安定稼働に向けた体制の強化に取り組んでまいります。

④ コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制の強化

当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と内部管理体制の強化が重要な経営課題の一つであると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、その強化への取り組みを推進し、株主、従業員、取引先等全てのステークホルダーに対して経営の適切性、健全性を最大限に発揮してまいります。

内部管理体制については、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に実施するとともに、定期的な内部監査の実施によるモニタリング機能の強化を図ってまいります。また、業務の効率化や合理化並びにリスク最小化を追求し、内部統制の強化を進めてまいります。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	稲 葉 雄 一	株式会社イタミアート 社外取締役
取締役副社長	飯 岡 晃 樹	株式会社DXクラウド 代表取締役社長
専務取締役	岡 原 達 也	—
常務取締役	柳 沢 貴 志	株式会社アーキテクトコア 監査役 株式会社インプリム 監査役
取 締 役	雄 川 賢 一	株式会社DXクラウド 取締役
取 締 役 (監査等委員)	伊香賀 照 宏	株式会社MUGENUP 社外監査役 timelily株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	和 田 信 雄	—
取 締 役 (監査等委員)	三 浦 謙 吾	銀座高岡法律事務所 弁護士 BW Pay Limited株式会社 社外取締役 BWシステム株式会社 社外取締役

- (注) 1. 2021年12月21日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、古川征且氏は取締役（監査等委員）を辞任いたしました。
2. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役（監査等委員）伊香賀照宏氏、和田信雄氏及び三浦謙吾氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
4. 当社は、取締役（監査等委員）伊香賀照宏氏、和田信雄氏及び三浦謙吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 伊香賀照宏氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計並びに企業経営に関する相当の知見と経験を有しております。
6. 三浦謙吾氏は、弁護士として法律に関する高度な専門知識を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これに基づき、当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員である取締役含む）及び当社連結子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、経営目標の達成と持続可能な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位及び職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的な報酬の内容については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で審議を行い、その答申に基づいて取締役会にて報酬構成・水準・総額上限等を決定しています。なお、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役監査等委員については、基本報酬のみとしています。また、取締役の報酬水準は、社会情勢や市場水準、他社との比較等を考慮のうえ、当社における経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準を設定する方針としています。

1) 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の額については、取締役の役位及び求められる職責（代表取締役及び業務執行取締役については能力及び成果を含む。）に応じて、他社水準、当社の業績を考慮しながら、諸般

の事情を総合的に勘案して決定しています。

社外取締役監査等委員の報酬等については、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の協議をもって各監査等委員が受ける報酬等の額を決定しています。

- 2) 非金銭報酬等がある場合には、その内容及び非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、監査等委員でない取締役に対して、非金銭報酬として譲渡制限付株式（株式割当数の総数は毎事業年度の当社の普通株式30,000株を上限、譲渡制限期間は3～10年間までとし、当社または当社子会社の取締役、執行役員若しくは従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。）を付与するものとし、金額、株式付与数は当社の業績、各対象取締役の職責等諸般の事情を総合的に勘案して決定しています。

- 3) 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

種類別の報酬割合については、当社と同様の業態・従業員規模に属する企業の報酬水準等を踏まえ、当社の特性を考慮した上で基本報酬額をベースとして定め、その役員・職責・業績等を考慮し、非金銭報酬等の割合について指名報酬委員会にて検討しています。

社外取締役監査等委員の役員報酬は、基本報酬（固定金銭報酬）のみで構成することとしています。

- ② 取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2018年12月21日開催の第12回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役0名）であります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、2019年12月20日開催の第13回定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬債権額の総額を年額30百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役0名）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年12月21日開催の第12回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定

時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の個人別報酬等の額については、取締役会から一任された指名報酬委員会において、取締役会で決議された報酬構成・水準・総額上限等を踏まえて、決定しています。

指名報酬委員会の委員は、代表取締役社長である稲葉雄一を委員長とし、取締役（監査等委員）である伊香賀照宏、和田信雄、三浦謙吾の4名で構成され、報酬等に係る評価、決定プロセスの透明性及び客観性を担保するために、その過半数は社外取締役としています。

権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し担当事業の客観的な評価を行うには、代表取締役社長である稲葉雄一を委員長とした指名報酬委員会が最も適しているからであります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の額の決定方針については、社外取締役を過半数とする指名報酬委員会に一任し、またその結果について監査等委員会へ諮問し同意を得る措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、公正な決定がされていると判断しております。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	66,348 (-)	55,950 (-)	- (-)	10,398 (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3,900 (3,900)	3,900 (3,900)	- (-)	- (-)	3 (3)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

連結財政状態計算書

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流動資産)	1,247,514	(流動負債)	1,514,834
現金及び現金同等物	722,959	営業債務及びその他の債務	156,832
営業債権及びその他の債権	429,732	契 約 負 債	31,124
棚 卸 資 産	2,337	有 利 子 負 債	1,029,506
その他の流動資産	92,484	リ ー ス 負 債	92,782
		未 払 法 人 所 得 税 等	20,645
		そ の 他 の 流 動 負 債	183,942
(非流動資産)	2,183,681	(非流動負債)	892,836
有 形 固 定 資 産	63,297	有 利 子 負 債	752,710
使 用 権 資 産	194,050	リ ー ス 負 債	81,686
の れ ん	628,060	引 当 金	39,280
無 形 資 産	1,107,523	繰 延 税 金 負 債	19,158
その他の金融資産	89,874	負 債 合 計	2,407,670
繰 延 税 金 資 産	100,874	資 本	
		(親会社の所有者に帰属する持分)	1,023,525
		資 本 金	700,696
		資 本 剰 余 金	260,806
		利 益 剰 余 金	64,747
		自 己 株 式	△192
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	△2,533
		資 本 合 計	1,023,525
資 産 合 計	3,431,196	負 債 及 び 資 本 合 計	3,431,196

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	3,234,795
売 上 原 価	1,841,157
売 上 総 利 益	1,393,638
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,296,727
そ の 他 の 収 益	28,230
そ の 他 の 費 用	2,164
営 業 利 益	122,976
金 融 収 益	8
金 融 費 用	14,481
税 引 前 当 期 利 益	108,503
法 人 所 得 税 費 用	△8,860
当 期 利 益	117,364
当 期 利 益 の 帰 属 親 会 社 の 所 有 者	117,364

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	756,201	流動負債	1,685,093
現金及び預金	448,861	買掛金	22,066
売掛金	195,372	短期借入金	974,332
仕掛品	2,309	一年内返済予定長期借入金	479,474
前払費用	85,340	未払金	47,505
その他	25,236	未払費用	22,627
貸倒引当金	△918	未払法人税等	22,233
固定資産	2,763,525	前受金	11,142
有形固定資産	181,410	リース債務	34,872
建物	71,885	賞与引当金	27,578
工具器具備品	12,719	その他	43,261
リース資産	96,805	固定負債	767,853
無形固定資産	933,412	長期借入金	655,139
ソフトウェア	268,560	リース債務	73,433
ソフトウェア仮勘定	664,852	資産除去債務	39,280
投資その他の資産	1,648,702	負債合計	2,452,946
投資有価証券	28,000	(純資産の部)	
関係会社株式	1,483,842	株主資本	1,066,780
差入保証金	63,157	資本金	700,696
長期前払費用	19,345	資本剰余金	294,061
繰延税金資産	35,194	資本準備金	294,061
その他	19,161	利益剰余金	72,215
		その他利益剰余金	72,215
		繰越利益剰余金	72,215
		自己株式	△192
資産合計	3,519,727	純資産合計	1,066,780
		負債・純資産合計	3,519,727

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,270,685
売 上 原 価		371,643
売 上 総 利 益		899,041
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		949,732
営 業 損 失		50,691
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
為 替 差 益	4,348	
助 成 金 収 入	3,316	
経 営 指 導 料	101,315	
そ の 他	2,017	111,003
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,482	
そ の 他	371	16,853
経 常 利 益		43,459
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32,447	32,447
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,562	1,562
税 引 前 当 期 純 利 益		74,344
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,104	
法 人 税 等 調 整 額	△11,975	2,128
当 期 純 利 益		72,215

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

ナレッジスイート株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩崎 剛	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小野 潤	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナレッジスイート株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ナレッジスイート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年11月25日開催の取締役会において、2023年4月3日を期日として、単独株式移転により純粋持株会社を設立することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

ナレッジスイート株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩崎 剛

Ⓔ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小野 潤

Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナレッジスイート株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年11月25日開催の取締役会において、2023年4月3日を期日として、単独株式移転により純粋持株会社を設立することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月25日

ナレッジスイート株式会社 監査等委員会

監査等委員 伊香 賀 照 宏 ㊞

監査等委員 和 田 信 雄 ㊞

監査等委員 三 浦 謙 吾 ㊞

(注) 監査等委員 伊香賀照宏、和田信雄及び三浦謙吾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式移転計画承認の件

議案の内容につきましては、「株主総会参考書類第1号議案別冊」に記載のとおりであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
1	いな ば ゆう いち 稲 葉 雄 一 (1968年4月29日)	1998年2月 ㈱博報堂キャプコ（現 ㈱博報堂DYキャプコ）入社 1998年7月 ㈱メンバーズ 入社 1999年2月 ㈱インピリック電通（現 ㈱電通ダイレクト）入社 2001年4月 ㈱電通テック 入社 2006年10月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2021年1月 ㈱イタミアート 社外取締役（現任） 2022年10月 ブーストマーケティング㈱ 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ブーストマーケティング㈱ 代表取締役社長 ㈱イタミアート 社外取締役	1,321,814株
2	いい おか こう き 飯 岡 晃 樹 (1967年8月31日)	1995年4月 富士通㈱ 入社 2001年5月 イレブンポイントツーツー㈱（現 モードツーツー）入社 取締役 2010年4月 当社入社 執行役員 2010年12月 当社 取締役ソリューション本部長 2014年12月 当社 取締役執行役員CRMビジネスユニット長 2018年6月 ㈱フジソフトサービス（現 ㈱アーキテクトコア）代表取締役社長 2018年10月 ビクタス㈱（現 ㈱アーキテクトコア）代表取締役社長 2018年12月 当社 取締役副社長執行役員（現任） 2021年6月 ㈱DXクラウド 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱DXクラウド 代表取締役社長	190,600株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	お か ほ ら た つ や 岡 原 達 也 (1972年 6 月 29日)	1996年 4 月 (株)サブアンドリミナル (現 (株)セブテーニ) 入社 1997年 6 月 (株)スケール 入社 2006年 8 月 (株)オプト 入社 2007年 4 月 当社入社 常務取締役 2008年 5 月 当社 取締役クリエイティブ本部長 2014年12月 当社 取締役執行役員 2018年 6 月 (株)フジソフトサービス (現 (株)アーキテクトコア) 取締役 2018年10月 ビクタス(株) (現 (株)アーキテクトコア) 取締役 2018年12月 当社 専務取締役執行役員(現任)	202, 000株
4	や な ぎ さ わ た か し 柳 沢 貴 志 (1974年 9 月 8 日)	1997年 4 月 (株)NTTメディアスコープ (現 (株)エヌ・ティ・ティ・アド) 入社 2001年 7 月 (株)電通テック 入社 2007年11月 当社入社 常務取締役 2008年 5 月 当社 取締役マーケティング本部長 2016年12月 当社 取締役執行役員コーポレートビジネスユニット長 2018年 6 月 (株)フジソフトサービス (現 (株)アーキテクトコア) 監査役 2018年10月 ビクタス(株) (現 (株)アーキテクトコア) 監査役 (現任) 2018年12月 当社 常務取締役執行役員 (現任) 2021年 3 月 (株)インプリム 監査役 (現任) 2022年10月 ブーストマーケティング(株) 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ブーストマーケティング(株) 取締役 (株)アーキテクトコア 監査役 (株)インプリム 監査役	212, 500株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	お が わ け ん い ち 雄 川 賢 一 (1975年 3月 28日)	1997年 4月 日 榮 建 設 工 業 ㈱ 入 社 1998年 10月 由 設 計 事 務 所 入 所 1999年 4月 ㈱ 情 報 数 理 研 究 所 入 社 2007年 8月 三 菱 総 研 D C S ㈱ 入 社 2013年 8月 当 社 入 社 R & D 部 部 長 2016年 12月 当 社 執 行 役 員 C R M ビ ジ ネ ス ユ ニ ッ ト R & D 部 部 長 2018年 1月 当 社 取 締 役 執 行 役 員 (現 任) 2018年 6月 ㈱ フ ジ ソ フ ト サ ー ビ ス (現 ㈱ ア ー キ テ ク ト コ ア) 取 締 役 2018年 10月 ビ ク タ ス ㈱ (現 ㈱ ア ー キ テ ク ト コ ア) 取 締 役 2021年 6月 ㈱ D X ク ラ ウ ド 取 締 役 (現 任) (重 要 な 兼 職 の 状 況) ㈱ D X ク ラ ウ ド 取 締 役	8,300株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者は、現在、当社の取締役であり、当社は、同氏らが被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各取締役候補者の再任が承認された場合、各取締役候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	い か が て る ひ ろ 伊香賀 照 宏 (1984年2月18日)	2007年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人 トーマツ） 入社 2011年5月 公認会計士登録 2012年11月 上海邁伊茲咨询有限公司 入社 2013年9月 ファーサイト会計事務所（現 税理士法人 ファーサイト） 入社 2013年12月 税理士登録 2016年8月 ㈱MUGENUP 社外監査役（現任） 2016年9月 税理士法人ファーサイト 代表社員 2018年12月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 2021年3月 timelily㈱ 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱MUGENUP 社外監査役 timelily㈱設立 代表取締役社長	—
2	わ だ の ぶ お 和田 信 雄 (1948年12月13日)	1972年4月 ㈱富士通 入社 1989年6月 同社 大阪支店第二金融部長代理 1991年4月 同社 本社第一金融統括第一部長 1995年4月 同社 本社第一金融統括 1999年4月 同社 関西支社長 2005年4月 富士通エフ・アイ・ビー㈱（現 富士通 Japan㈱） 入社 取締役営業本部長 2009年6月 富士通エフ・アイ・ビー・システムズ㈱ （現 富士通Japanソリューションズ東京㈱） 入社 取締役副社長 2013年6月 SalesCreate起業（個人事業主） 2017年5月 当社 取締役 2018年12月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	4,000株

第1項の規定により、損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、伊香賀照宏、和田信雄及び三浦謙吾の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き当社と各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、法令に定める最低責任限度額となります。

6. 各監査等委員である取締役候補者は、現在、当社の監査等委員である取締役であり、当社は、同氏らが被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各取締役候補者の再任が承認された場合、各取締役候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

(参考)

<取締役候補者のスキルマトリックス>

地位	氏名	取締役候補者に期待するスキル・経験						
		企業経営	業界経験	経営企画/財務/M&A	営業/マーケティング	DX/テクノロジー	法務/コンプライアンス	サステナビリティ/ESG
代表取締役社長	稲葉雄一	●		●	●			●
取締役副社長	飯岡晃樹	●	●		●	●		
専務取締役	岡原達也	●			●			
常務取締役	柳沢貴志	●		●			●	●
取締役	雄川賢一	●	●			●		
取締役 監査等委員	伊香賀照宏			●			●	
取締役 監査等委員	和田信雄	●	●		●			
取締役 監査等委員	三浦謙吾						●	●

<スキルマトリックスの定義>

項目	選定理由
企業経営	企業経営の経験有無
業界経験	BtoB SaaS、SalesTech等、IT業界またはDXに関する専門性
経営企画/財務/M&A	経営企画や管理会計、財務会計、人事等コーポレート業務に関する専門性
営業/マーケティング	営業やマーケティング業務に関する専門性
DX/テクノロジー	IT・DX業界におけるテクノロジー戦略、R&D
法務/コンプライアンス	コンプライアンス・リスクマネジメント・法律に関する専門性
サステナビリティ/ESG	環境・社会（人的資本）・ガバナンス（コーポレート、セキュリティ、プライバシー）等、サステナビリティ・ESGに関する専門性

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区西新橋一丁目6番15号 NS虎ノ門ビル
(日本酒造虎ノ門ビル) A P虎ノ門 11階 ルームB
TEL 03-3501-2109



(ご注意) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

交通	東京メトロ銀座線	「虎ノ門駅」(9出口)	徒歩約3分
	都営三田線	「内幸町駅」(A4a出口)	徒歩約3分
	JR・東京メトロ銀座線	「新橋駅」	徒歩約8分